第52回人口・社会統計部会議事録

- 1 日 時 平成26年6月20日(金)10:00~12:10
- 2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室
- 3 出席者
 - (部 会 長) 白波瀬 佐和子
 - (委員) 黒澤 昌子、津谷 典子
 - (専門委員) 加藤 久和、山田 育穂
 - (審議協力者) 財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京 都、大阪府
 - (調査実施者) 総務省統計局統計調査部国勢統計課:岩佐課長ほか
 - (事 務 局) 内閣府統計委員会担当室:伊藤室長、廣瀬調査官 総務省政策統括官付統計審査官室:山田統計審査官、金子調査官ほか
- 4 議 題 「国勢調査の変更について」
- 5 議事録
- ○白波瀬部会長 おはようございます。若干、3分ほど早いですけれども、始めさせていただきたい と思います。

ただいまから、第52回「人口・社会統計部会」を開催いたします。

私は、統計委員会委員で、この部会の部会長を務めさせていただきます東京大学の白波瀬と申します。

よろしくお願いいたします。

委員、専門委員、審議協力者の皆様におかれましては、御出席を賜り、大変ありがとうございます。 今回は、去る平成26年6月16日の第76回統計委員会において、総務大臣から諮問された「国勢調査の変更について」の審議を行います。

今回、審議をお願いいたします委員及び専門委員につきましては、お手元の資料 4-1 として名簿をお配りしております。

名簿の順に一言自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、黒澤委員から順にお願いいたします。

- ○黒澤委員 政策研究大学院大学の黒澤と申します。 どうぞよろしくお願いいたします。
- ○白波瀬部会長 お願いします。 津谷委員、どうぞ。
- ○津谷委員 慶応大学の津谷でございます。 どうぞよろしくお願いいたします。
- ○白波瀬部会長 お願いいたします。 では、加藤専門委員、お願いします。
- ○加藤専門委員 明治大学の加藤と申します、 どうぞよろしくお願いいたします。
- ○白波瀬部会長 お願いします。山田専門委員、お願いいたします。
- ○山田専門委員 中央大学の山田と申します。 よろしくお願いいたします。
- ○白波瀬部会長 ありがとうございます。

また、審議協力者として、関係府省、東京都及び大阪府からも御参加いただいておりますので、座

席順に一言自己紹介をお願いいたします。

それでは、財務省からお願いいたします。

- 〇中畑財務省大臣官房総合政策課情報管理係長 本日、代理で参っております中畑と申します。 よろしくお願いいたします。
- ○白波瀬部会長 お願いいたします。

では、文部科学省から。

- ○出澤文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官 文部科学省の出澤と申します。 よろしくお願いいたします。
- ○白波瀬部会長 お願いいたします。 厚生労働省。
- 〇田邉厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室長 厚生労働省統計情報 部の田邉と申します。

よろしくお願いします。

○白波瀬部会長 お願いいたします。 農林水産省。

- ○齋藤農林水産省統計部統計企画管理官補佐 農林水産省の齋藤です。 よろしくお願いします。
- ○白波瀬部会長 お願いいたします。

経産省。

○平野経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室長 経済産業省調査統計グループの平野と申 します。

よろしくお願いいたします。

- ○白波瀬部会長 お願いいたします。
- ○小林国土交通省総合政策局情報政策課専門官 国土交通省情報政策課の小林と申します。 よろしくお願いいたします。
- ○白波瀬部会長 お願いいたします。 東京都。
- ○古川東京都総務局統計部人口統計課長 東京都統計部の古川と申します。 どうぞよろしくお願いいたします。
- ○白波瀬部会長 お願いします。 大阪府。
- ○佐藤大阪府総務部統計課長 大阪府の統計課長の佐藤と申します。 どうぞよろしくお願いいたします。
- ○白波瀬部会長 お願いいたします。 続いて、事務局、調査実施者からも自己紹介をお願いいたします。 統計委員会担当室からお願いします。
- ○伊藤室長 統計委員会担当室の伊藤と申します。 よろしくお願いいたします。
- ○白波瀬部会長 お願いいたします。
- ○廣瀬調査官 統計委員会担当室調査官の廣瀬でございます。 よろしくお願いいたします。
- ○白波瀬部会長 お願いいたします。
- ○山田総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 総務省政策統括官室統計審査官をしており

ます山田と申します。

よろしくお願い申し上げます。

- ○白波瀬部会長 お願いします。
- ○金子総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 同じく政策統括官室調査官をしております金子と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

- ○白波瀬部会長 お願いいたします。
- ○宮内総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 同じく政策統括官室の宮内と申します。 よろしくお願いいたします。
- ○白波瀬部会長 お願いいたします。
- ○加藤総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 同じく加藤でございます。 よろしくお願いいたします。
- ○白波瀬部会長 お願いいたします。総務省統計局からお願いいたします。
- ○岩佐国勢統計課長 国勢統計課の岩佐と申します。 どうぞよろしくお願いいたします。
- ○白波瀬部会長 お願いいたします。
- ○保髙国勢統計課課長補佐 同じく国勢統計課の保髙と申します。 よろしくお願いいたします。
- 〇田中国勢統計課課長補佐 国勢統計課の田中と申します。 よろしくお願いします。
- ○白波瀬部会長 よろしくお願いします。
- ○西国勢統計課課長補佐 国勢統計課の西と申します。 よろしくお願いします。
- ○渡邊国勢統計課企画係長 国勢統計課の渡邊と申します。 よろしくお願いいたします。
- ○白波瀬部会長 ありがとうございました。

それから、部会長不在時に部会長の職務を代行する部会長代理には、従来から津谷委員にお願いしておりますので、どうかよろしく御承知おきのほどをお願いいたします。

では、最初に、部会審議の方法について、皆様の御了解を得ておきたいと思います。

統計法では、基幹統計調査の計画を承認する際の基準が定められております。

総務省統計審査官室がその基準に則して事前審査した結果が資料 3-1 の審査メモとして本部会に示されております。

また、今回、この審査メモでは、国勢調査の前回の統計委員会答申、平成 21 年 9 月答申において示された今後の課題や公的統計の整備に関する基本的な計画、いわゆる基本計画で指摘されている事項等への対応状況についても整理しております。

部会の審議は、基本的にこの審査メモに沿って行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入る前に、本日の配付資料や今後の審議スケジュールについて、事務局に説明を お願いいたします。

○宮内総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 まず、資料ですが、資料1は、統計委員会諮問の際の資料です。

資料2は統計委員会の諮問資料の参考として、諮問の概要等をつけております。

資料3としましては、今回の審議で使います資料で、3-1は、統計審査官室でつくりました審査 メモになっております。

3-2以降は、総務省統計局国勢統計課でつくりました説明の補足資料と論点に対する回答となっております。

4のその他として、今回の人口・社会統計部会の構成員名簿と審議予定をつけております。 資料の過不足がありましたら、事務局までお申し出ください。

- ○白波瀬部会長 ありがとう。
- ○宮内総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 よろしいですか。

それでは、続きまして、審議スケジュールについて説明をいたします。

資料4-2を御覧ください。

今回の御審議は、10月に統計委員会の答申をいただきたいと考えております。

そのため、本日を含め、4回の部会審議をお願いしたいと考えております。

審議に当たりましては、最初に私どもから資料3-1でお示ししております審査メモにおいて、審査結果や論点について御説明いたしまして、その後、総務省統計局から必要に応じて補足資料により説明と回答をしていただくことにしております。

それを受けて、皆様に御審議いただきたいと思っております。

資料4-2の次のページに、具体的に審議する内容について示しております。

本日は、オンライン調査の全国展開などの報告を求めるために用いる方法の変更等について、御審議いただくことを予定しております。

2回目の7月11日の部会におきましては、報告を求める事項の追加・削除、7月25日の3回目の 部会におきましては、前回の統計委員会答申における今後の課題についての検討状況などについて、 御審議をいただきたいと思っております。

これら3回の部会によって、審査メモにおける審議をおおむね終えたいと考えております。9月19日の4回目の部会におきましては、平成27年国勢調査第3次試験調査の速報聴取と答申案について、審議をお願いしたいと考えております。

なお、4回で審議が終了しなかった場合には、5回目として設定しております9月26日に部会を開催させていただく可能性がありますので、御了承いただきたいと思います。

以上の部会審議を経た上で、10月に開催予定の統計委員会に答申案をお諮りし、答申をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございました。

それでは、審議に入らせていただきます。

まず、総務省統計審査官室から、国勢調査についての諮問の概要について御説明いただき、引き続いて、調査実施者である総務省統計局から補足説明をお願いいたします。

では、諮問の概要について、統計審査官室の金子調査官に説明をお願いいたします。

○金子総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 それでは、お手元の資料に基づきまして、国勢調査に係る諮問の概要ということで、調査の概要、諮問事項及び審議の留意事項につきまして、簡潔に御説明をさせていただきます。

お手元の資料2を御覧いただければと思います。まず初めに、調査の概要ということで、資料2の 5ページをお開きいただければと思います。

こちらに「国勢調査の概要」という資料がついているかと思いますけれども、この国勢調査につきましては、総務省が実施しております基幹統計調査であり、その目的は、一番上の「調査の目的」に記載しておりますとおり、国内の人・世帯の実態を把握するとともに、各種行政施策その他の基礎資

料を得ることです。

具体には、その下に記載しておりますけれども、調査は5年ごとに実施しておりまして、毎回、10月1日現在において、我が国に常住する全ての人を対象として、世帯員に関する事項、例えば、男女別あるいは出生年月等。

また、世帯に関する事項。例えば世帯の種類あるいは住居の種類といったものを調査しております。 調査方法といたしましては、前回の平成22年調査の場合、調査票の配布は、調査員により、また回収は調査員、郵送及びオンライン、これらのいずれかの方法により調査を実施しているところであります。

調査員が回収する場合は、報告者が調査票を封筒に密封した形で調査員に提出するいわゆる全封入 方式と呼ばれている方式で実施しておりました。

調査結果につきましては、一番下の「利活用状況」に記載しておりますけれども、法定人口としての利用、各種標本調査の抽出フレームとしての利用等々、いろいろな形で幅広く利用されているところであります。

次に、今回の諮問事項ということですけれども、調査計画の内容の変更を承認するということについてです。

資料を1枚おめくりいただきまして、6ページを御覧いただければと思います。

上段の枠書きには「近年の重要課題 (新たなニーズ)」ということで、今回の変更の背景について、また下段の枠書きには「平成 27 年調査のポイント」ということで、上段の枠書きに対応した形で、今回、主にどのような変更を予定しているのかということについて整理をしております。

まず、1つ目の変更ということですけれども、上段の枠書きでいきますと、「ア」の部分ですが、近年の情報通信技術の進展を踏まえまして「オンライン等を活用した調査の効率的かつ円滑な実施」が求められているところです。

このことへの対応といたしまして、下段の枠書きの「ア 調査方法の変更」の1つ目のポツに記載しておりますオンライン調査の全国展開あるいはスマートフォンにも対応したオンライン調査システムの構築。また、2つ目のポツに記載しておりますとおり、調査票の配布に先行してオンラインによる回答期間を設定する方式、いわゆるオンライン先行方式の実施等が計画されているところです。

このオンライン先行方式につきましては、後ほど改めて詳しく御説明があろうかと思いますけれども、簡単に御説明いたしますと、資料の7ページを御覧いただければと思います。こちらには「平成27年国勢調査 実査フロー」という資料があろうかと思います。

この調査の方法といたしまして、前回の平成22年調査の場合は、東京都のみオンライン調査を導入いたしましたが、その際には、調査員がオンライン回答のための利用案内、例えばIDとかを記載されているものですが、そういったものと紙の調査票を同時に調査対象世帯に配布し、オンラインによる回答と紙の調査票による回答も同一の期間としておりました。いわゆる並行方式といわれる方式であります。

これに対しまして、平成27年調査の場合は、7ページの資料の中段より上に「オンライン先行方式」ということで、太い点線の枠で囲んでいる部分ですけれども、まず、調査員が①といたしまして、調査対象世帯に対し、オンライン回答のための利用案内を配布します。この時点では、紙の調査票というものは配らない。あくまでもオンライン回答のための利用案内のみを配布する。これに基づきまして、②といたしまして、調査対象世帯がオンラインにより回答する。その回答状況を③の提出状況管理システムというシステムを通じまして、市区町村が確認をし、それを④ということで調査員に連絡する。この連絡を踏まえまして、調査員が⑤ということで、オンラインによる回答が行われなかった世帯にのみ紙の調査票を配布するという方式をとることとしております。

こうした形で、紙の調査票の配布に先行して、オンラインによる回答期間を設定する方式をオンラ

イン先行方式といっておりまして、この方式は過去の試験調査におきまして、並行方式に比べて、オンライン回収率が3倍から4倍程度高いという結果が出ているところであります。

また、改めて資料を6ページにお戻りいただきまして、2つ目の変更です。

上段の枠書きでいきますと「イ オートロックマンションや高齢者世帯の増加等を踏まえた調査環境の変化への対応」ということで、この関係で下段の枠書きの「ア」の3つ目のポツに記載しております集合住宅等における調査員業務を管理会社等へ委託できる仕組みの構築あるいは4つ目のポツに記載しております調査票の調査員への提出方法の任意封入方式での実施ということが計画されているところであります。

任意封入方式とは、報告者が調査員へ調査票を提出するに当たりまして、調査票を封筒に封入する か否かということは、報告者の判断に委ねるという方式であります。

従前は、先ほども少し触れましたけれども、報告者が調査票を封筒に入れ密封した形で調査員に提出する全封入方式という方法をとっておりましたけれども、この方式ですと、調査員が高齢者等に対しまして十分な記入支援等ができないということで、今回、任意封入方式に改めることを予定しております。

続きまして、3つ目の変更ということで、上段の枠書きでいきますと「ウ」の部分です。

今回の27年の国勢調査は、東日本大震災発生後の初めての国勢調査ということで、震災の影響把握の観点から、人口移動の状況に関する実態把握が求められております。このことへの対応ということで、下段の枠書きの「イ 調査事項の変更」の1つ目のポツに記載しておりますけれども、調査事項といたしまして「現在の場所に住んでいる期間」及び「5年前に住んでいた場所」といった事項を追加することが計画されております。

次に、4つ目の変更ということで、上段の枠書きでいきますと「エ」に記載しておりますけれども、統計ニーズの増加への対応という観点から、下段の枠書きの「ウ 調査結果の公表時期の短縮等」に記載しておりますとおり、調査実施から結果公表までの期間につきまして、前回は3年と1月かかっていたわけですが、これを2年3カ月に短縮する、あるいは集計体系の見直しを行うとことが計画されております。

続きまして、審議の留意事項ということであります。

資料の一番最後の8ページを御覧いただければと思います。

今回、御審議をお願いしたい事項といたしましては、今、説明いたしました調査方法や調査事項等の変更の適否のほか、前回の平成22年調査に係る統計委員会答申で付された課題、あるいは公的統計の整備に係る基本的な計画において指摘された事項と、こうした課題・指摘事項への対応状況の適否についても御審議をいただきたいと考えております。

このうち、前回の平成22年調査に係る統計委員会答申で付された課題とは、8ページの上段に記載しているところでありますけれども、調査事項、調査方法等についてのさらなる改善あるいは調査票様式の「4名連記式」から「3名連記式」への変更の可否、こういったことに関する検討です。

ちなみに、1つの調査票で4人の世帯員に係る調査が可能な調査票の様式を「4名連記式」と3人の世帯員に係る調査が可能な様式を「3名連記式」と言っております。

また、去る3月に新たな公的統計の整備に係る基本的な計画が閣議決定されたところですが、その中でも、国勢調査につきましては、下段に記載しておりますとおり、オンライン調査の全国拡大、報告者の特性にも配慮した記入支援等の調査方法等の見直し及び調査結果の一層の公表時期の早期化が指摘されております。

こうした課題・指摘事項への対応状況の適否についても御審議いただきたいと考えているところであります。

私からの説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございました。

続きまして、総務省統計局統計調査部の岩佐国勢統計課長から補足の説明がありましたら、お願いいたします。

○岩佐国勢統計課長 それでは、資料3-2と一番後ろの席上配付資料の下から2つ目に「ビッグチャレンジ」と書いた資料があります。

そちらの席上配付資料を使いまして、国勢調査の実施に向けましたこれまでの取組などにつきまして、追加的に説明いたします。

まず、資料3-2ですけれども「調査の目的」それから「近年の課題と新たなニーズ」などにつきましては、今、御説明があったとおりです。

それで「ア」から「エ」の課題につきましては、特に近年の社会状況の変化を踏まえまして、調査 及び進化することが求められておりました。

また、これらの多くは、統計委員会からも御示唆をいただいていた事項です。

これらへの対応のため、我々、さまざまな取組を進めてまいりました。ここにも書かれておりますように、平成24年から1次試験調査それから2次試験調査を実施させていただきまして、主にインターネット回答をより促進することですとか、あとは地方公共団体の事務負担をできるだけ軽減をして、安定的に調査を実施する方法などにつきまして、検証を行ってまいりました。

例えば、1次試験調査では、先ほどもお話がありましたけれども、並行方式と先行方式の優位性について検証いたしました。

それから、2次試験調査は、ここに書いておりますように、スマートフォンで調査をどのようにしていくかということ。それから、地方公共団体の事務支援方策といったことについての検証を行わせていただいたところです。

あと、これと並行しまして、地方公共団体との意見交換ということがあります。

国勢調査は、非常に多くの地方公共団体の職員、それから更に大勢の指導員とか調査員と一緒に調査を実施してまいります。

今回の調査の見直しに当たりましては、できる限り、合理的に地方公共団体の負担が軽減できるものは、できる限り軽減をして、調査に向けて一緒に努力していけるように、できる限り地方も訪問させていただいて意見交換させていただきました。

その上で、地方公共団体との会議も開催をして、試験調査、本調査の実施計画の検討を行ってまいったところです。

それから、有識者の方々からも、調査の企画だけではなくて、調査の環境ですとか、調査の広報ですとか、幅広い課題についての意見も伺いながら、今回、説明させていただいております調査の実施計画案の取りまとめを行ってまいったところです。

現在、この実施計画案の調査システムをベースといたしました3次試験調査を本番調査のリハーサルとして実施をしているところでありまして、以上が主な準備状況ということです。

それから、1枚めくっていただきますと、次のページ、今回の国勢調査の調査方法、先ほどもお話がありましたが、この改善のポイントを少し図示しました。

国勢調査の世帯数、約5,200万世帯となっておりますけれども、今回、試験調査の結果も踏まえまして、オンライン回収率は20%から30%と想定をしております。回収世帯数は、そうなりますと、1,000万世帯を超えるかなり大規模なものになると想定をしております。

平成 20 年国勢調査、東京都で試験的にオンラインをやりましたけれども、その実績は 50 万件ですので、その 20 倍から 30 倍以上の規模のオンライン調査となってまいるということです。

調査の改善ポイントにつきましては、今後の審議の中で順次説明をしていくということになってまいりますけれども、例えば、ここに書かれておりますように、スマートフォンによる専用調査票での

回答を可能といたしますオンラインシステムですとか、地方事務の軽減を図りながら、郵送の提出状況を管理していくシステム、それから、マンションの管理会社へ調査の委託が可能となる仕組みの導入ですとか、最後は高齢者の調査員による記入のサポートなど、調査の地方の進化、改善を図ってきたということです。

この調査全体の進捗状況を管理するシステムを、国、地方公共団体で共有して管理をするということによりまして、効率的で正確な調査を実現していきたいと思っております。

この管理システムにつきましては、後ほど御覧いただけるようにデモを、本日、用意いたしました。

このように、調査全体のプロセスをできるだけ電子化して、オンライン回収を推進することによりまして、集計もできるだけ努力をして早期化していこうということでして、詳細集計を含む全集計完了までの期間を37か月から27か月に早期化をすることを予定しているということです。

それから、席上配付資料の「ビッグチャレンジ」という資料も本日お配りをさせていただきましたけれども、この資料ですけれども、去る5月19日に国勢調査の約500日前ということで、総務大臣のほうから閣僚懇談会で各大臣に御説明をして、記者配布をした資料です。

2ページ目が内容でして、略したものでこういった形で我々としては国勢調査の準備を進めていきたいというものですけれども、今回の国勢調査を我が国の ICT 技術を世界に示す機会と捉えまして、政府一体となって、27 年国勢調査の世界最大規模のオンライン調査をビッグチャレンジとして成功を期すという旨の発言を大臣もされているということで、我々もそういう意味で、気を引き締めて、一生懸命取り組んでいきたいと考えているところです。

それから、資料3-2に戻っていただきまして、最後の3ページ目です。

これが、現在、実施しております3次試験調査、これは本番調査のリハーサル、フルドレスリハーサルというものです。

これはここに書かれておりますように、全都道府県を対象といたしまして、県庁所在地、それから 政令市で実施しているものです。

オンライン調査も含めまして、本番と同様の内容、スケジュールで実施をしております。

現在、ちょうどオンライン調査、先行方式ですので、終了いたしまして、昨日から調査票の郵送、 調査員回収が始まったところです。

現状調査としては、順調に推移をしているというところです。

この結果につきましては、また取りまとめまして、部会で報告させていただくということになって おりますので、よろしくお願いいたします。

私からの説明は以上です。

○白波瀬部会長 大変ありがとうございました。

文字どおり「ビッグチャレンジ」の諮問にかかわることができたことは、大変光栄だと思わなくてはいけないと思うのですけれども、我々のほうとしても、気を引き締めて頑張りたいと思います。

詳細な議論につきましては、基本的に、個別事項の審議の中で行いたいと思いますけれども、総論的な話で、特にここで発言をしておきたいという方がいらっしゃいましたら、どうぞ御発言くださいませ。

いかがですか。

よろしいですか。では、個別のところで、また、よろしくお願いいたします。

それでは、これから国勢調査の計画の変更内容について、審議を行います。

限られた時間で効率的に御議論いただくため、審議の進め方としては、審査メモに沿って、変更事項を御説明いただき、その後、審議いたします。

また、関連性の高い変更事項の順に審議を行いたいと思いますので、審議の順番が資料2の「諮問の概要」の順番と異なりますので、御了解いただければと存じます。

そのようなことから、本日は「(2)報告を求めるために用いる方法の変更等」の「イ 調査方法の変更」の「(ア)オンライン調査の全国展開」から審議を行いたいと思います。

それでは、審査メモの10ページの「(2)報告を求めるために用いる方法の変更等」の「イ 調査方法の変更」の「(ア)オンライン調査の全国展開」について、統計審査官室の金子調査官から説明をお願いいたします。

○金子総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 それでは、説明いたします。

資料3-1の審査メモの10ページを御覧いただければと思います。

「(ア) オンライン調査の全国展開」ということでございまして、今回、平成27年調査では、調査 方法につきまして、平成22年調査で東京都において試行的に導入したオンライン調査を全国展開する、 また、スマートフォンにも対応するオンライン調査システムの構築を行うということが計画されてい るところです。

また、オンライン調査の実施に当たりましては、先ほども何回か触れました紙の調査票の配布に先行いたしまして、オンライン調査の回答期間を設定する方式、いわゆる先行方式という形で調査を実施することも計画されています。

この調査の実施者であります総務省統計局では、オンライン調査に関しまして、平成27年調査においても、世帯の回答方法の選択肢を増やすことによる利便性の向上あるいはオンライン調査システムのチェック機能による記入状況の改善等の効果が期待できるということで、全国において、本格的に導入をすることとしております。

こうしたことから、オンライン調査のより効果的な実施方法を検討するということで、平成24年7月に第1次試験調査を行いまして、オンライン調査の実施方法についての検証を行っております。具体的には、10ページの中段部分にありますような、「オンラインによる回答期間を紙の調査票による回答期間よりも前の段階に設定する方式」、いわゆる「オンライン先行方式」といわれる方式と、前回、平成22年調査で実施いたしました「オンラインによる回答期間と紙の調査票による回答期間を同時とする方式」、いわゆる「オンライン並行方式」、この2つの方式で調査を実施し、両方式による回答率を比較いたしました。

その結果、オンライン先行方式の回答率は25.3%で、並行方式の回答率は6.5%ということから、 先行方式の回答率は並行方式の約4倍となっており、先行方式を採用することが有効であるという結果が得られたことから、今回、平成27年調査においては、先行方式を採用したいということです。

私どもといたしましては、このような試験調査の検証結果等を踏まえまして、オンライン調査の全国展開につきましては、正確かつ効率的な統計の作成あるいは調査対象世帯の負担軽減・利便性の向上といった観点から、おおむね適当と判断しているところでありますけれども、2点ほど確認することが必要ではないかと考えております。

具体的には、10ページの一番下の【確認事項】に記載しておりますけれども、まず、1点目といたしまして、先行方式は並行方式に比べて調査員あるいは地方公共団体の作業が複雑になるということで、これらの作業の差異を含めまして、オンライン調査の全国展開に係るこれまでの詳細な検討結果。

2点目は、今回のオンライン調査の全国展開によりまして、極めて多数の世帯がオンラインにより 回答することが想定されているということで、情報セキュリティーの部分で、どのような検討・対策 が行われているかということであります。

私からの説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございました。

それでは、統計局から審査メモに示された確認事項に対する回答をお願いいたします。

○保髙国勢統計課課長補佐 それでは、オンライン調査の全国展開に係る検討結果について、回答の ほうを申し上げます。 資料3-3、13ページを御覧ください。

こちらの1番、まず、前回「平成22年国勢調査の実施状況」についてですが、前回、22年調査につきましては、東京都で試行的にオンライン調査を実施しております。

当時、世帯を対象とした調査といたしましては、それまでに平成19年の就業構造基本調査、それから平成20年の住宅土地統計調査、これらの一部の地域を対象にオンライン調査を実施しておりますけれども、そちらでのオンライン回答率が3~5%という状況になっております。

平成22年の国勢調査、東京都による試行実施ですが、こちらでは、8.3%の回収率となっておりまして、オンライン調査について、一定の成果があったのではないかと分析しているところです。

一方で、平成22年の調査ですが、オンライン調査、それから郵送提出もやったわけなのですけれども、こういったオンライン調査とか、郵送提出を行いますと、それらの提出のあった世帯がどの世帯なのかというものを特定する事務処理が出てくるわけなのですが、この辺が前回の調査では煩雑であったといったような意見が自治体から報告されているところです。

特に、オンライン調査につきましては、回答する世帯が前回の場合には、世帯が回答する際に、世帯番号をオンライン回答の画面の中で入力していただいて、どの世帯から回答があったかということを特定するような仕組みであったわけなのですけれども、世帯のほうが、入力誤りをしてしまいますと、簡単にどの世帯から回答があったかということが特定できなくなってしまいまして、いわゆる迷子の調査票という形になって、それを特定する事務が市町村または局のほうに来てから、統計センター等の審査事務の中で発生したところです。

14 ページのところになりますが「平成 27 年国勢調査に向けた主な検討」といたしまして、(1)のところですけれども、まず、平成 24 年に実施しました 1 次試験調査におきまして、海外におけるオンライン調査の例も参考にしながら、先ほどの説明にもありました先行方式、それから並行方式によるオンライン回答率の検証を実施しております。

諸外国の例を参考というところにつきましては、表の「諸外国におけるオンライン調査の例」というところを御覧になっていただきたいのですけれども、諸外国の中でも、オンライン回答率の高い韓国それからカナダ、これらの国では、オンライン回答率が48%、54%ということで、5割前後の回答率を持っているわけなのですけれども、調査方法等を確認してみますと、今回でいうところの、いわゆる先行方式という調査方法を実施しております。

イギリスが並行方式で実施しておりまして、こちらは16%になっております。

22年に東京都で実施しましたオンライン調査に付きましては、並行方式で実施しているというところです。

結果につきましては、1次試験調査の結果につきましては、オンライン先行方式、こちらの回答率が先ほども御紹介がありましたが、25.3%。それからオンライン並行方式の回答率が 6.5%となっておりまして、非常に先行方式によるオンライン回答率を推奨する意味での効果があったと考えております。

続きまして、15ページのところになりますが、(2)のところですけれども、オンライン回答のあった世帯の把握方法につきまして「イ」のところですけれども、平成25年6月に実施いたしました第2次試験調査、こちらにつきましては、オンライン調査システムへログインする際のIDに調査区番号と世帯番号まで紐づけることによりまして、世帯が世帯番号を入力するということではなくて、ログインするためのIDで入っていただければ、どの世帯から回答があったかということが自動的にわかるような仕組みで実施したところです。

ただし、この場合には、IDを世帯番号に応じて配り分けする必要が生じますので、その点、調査員が間違えないように、2次試験調査のときにも、調査関係書類とか、指導書類、そういったものを配り分けしないという点を強調するような形で指導を行ったところです。

それから、(3) のところになりますが「スマートフォンなどの携帯情報端末にも対応するオンライン調査システムの構築」につきまして検証を行っております。

1次試験調査につきましては、スマートフォンからの回答の仕組み、こういったものは特に構築していなかったわけなのですけれども、スマートフォンそれからタブレット型の端末、こういった機器を利用しての回答がありました。

1次試験調査の際に行いましたアンケートにおきましても、スマートフォンなどの携帯端末の専用 画面があれば利用したいかという問いに対しまして、オンライン回答をいただいた世帯の約4割から 専用画面があれば、利用したいといったような回答をいただいたというところです。

そのため、2次試験調査では、スマートフォンなどの携帯情報端末用の専用画面を構築しまして検 証を実施しております。

結果としましては、オンライン回答をいただいた世帯、2次試験調査でも、23%ぐらいの世帯から、オンライン回答をいただいておりますが、そのオンライン回答をいただいた世帯のうち、パソコンで回答をいただいた世帯が79.2%、約8割ですね。それから、スマートフォンでの回答が20.8%ということで、スマートフォンでの回答する一定のニーズがあったと分析をしているところです。

次に、(4)のところですが「オンライン回答等の状況を把握するシステムの構築」について御説明いたします。

オンライン先行方式の実施に当たりましては、最初にオンラインの ID だけお配りしまして、インターネット回答のなかった世帯に調査票をお配りすることになっておりますので、そのためには調査員に対して、どの世帯から回答がなかったかと、オンライン回答があったかということを正確に円滑に伝達する仕組みが非常に重要になってきます。

そこで、世帯のオンラインによる回答の状況、それから調査員へ伝達するためのリストを調査区別に自動的に生成する仕組み、こういった機能を装備いたしました「提出状況管理システム」を新たに構築して、2次試験調査で検証を行ったところです。

これによって、国それから都道府県、それから市区町村でもそうなのですが、オンラインで回答の あった世帯の状況、これをタイムリーに把握することが可能となったというところです。

また、回答状況を調査区別にプリントアウトするという機能を設けましたので、それによって、調査員に伝達する市町村事務を支援することもできるようになっているところです。

この機能につきましては、現在、3次試験調査でも、検証をしているところですが、引き続き、本調査に向けて、更に改善をしていきたいと考えているところです。

続きまして、17ページになりますが、先ほど審査メモの中で確認事項でありました2点目ですけれども、情報セキュリティーの検討・対策について、回答いたします。

まず、1つ目ですが、今回の情報セキュリティー対策についてですけれども、前回、平成22年調査におけるセキュリティー対策といたしましては、具体的には回答データの保護、それから通信の安全確保、フィッシングサイトやなりすまし対策、システム基盤のセキュリティー確保対策などを実施したところですが、これらに加えまして、基盤機器の強化はもちろん、なりすましやDDOS攻撃への対策などについても強化を図っていくことにしております。

それから、システムの運用対策につきましては、今回、初めて全国規模のビッグチャレンジという ことで、世帯からの集中アクセスもかなり 1,000 万世帯超を想定しておりますので、事前に負荷テストを実施した上でシステム設計を行っていきたいと考えております。

また、調査実施期間中におきましては、サーバー機器のアクセス状況、それから、応答状況等の測定を24時間監視いたしまして、異常の早期発見に努めるなど、システム運用の対策を講じることとしております。

具体的なセキュリティー対策なのですけれども、資料の一番最後に席上配付資料ということで、A3

の資料をお付けしております。

ここで前回調査時と 27 年、次回の国勢調査における主なセキュリティー対策について御紹介しているところです。

何点か紹介いたしますと、左側の上から2つ目、27年国勢調査のところですが、総当たり攻撃への対応としまして、連続ログインを失敗した場合には、IDを一時的にブロックすることによって、こういった攻撃に対処するものであったり、また表の右側の一番下になりますけれども「DDoS 攻撃対策」ということで、特定の専門業者等から大量アクセスによる機能停止を狙った攻撃があった場合に、そもそもそういった攻撃があること自体を監視いたしますし、またあった場合には遮断するというような対策を講じることとしているところです。

以上、セキュリティーとオンライン調査の検討状況なのですが、続きまして、ここでプロジェクターを使いまして、27年国勢調査のオンライン調査システムについて、少し紹介したいと思います。

資料3-4の中身について説明いたしますが、内容についてはプロジェクターで紹介したいと思います。

(PP)

まず、オンライン調査システムのパソコン版の電子調査票の画面になります。

オンライン調査用のサイトにアクセスすると、この画面が出てきます。

世帯の方が最初に見る画面がこの画面「国勢調査オンライン窓口」という画面になります。

ここで、いわゆる紙の調査票の場合には、記入の仕方という形で、調査の定義であったりとか、どういった人が対象になるか、普段住んでいる場所で、普段住んでいる人が対象になるということになっているわけなのですけれども、そういった基本的なことを定義しているという画面になります。

(PP)

続いて、ログイン画面に入ります。

ログイン画面のほうで、IDとパスワードを入力することになります。

この ID が調査区番号、世帯番号に紐づいておりますので、自動的にログインでこの ID で入っていただければ、どの世帯から回答があったかということが自動的に確定、特定することができるようになっております。

(PP)

それから、次の画面が回答画面なのですけれども、最初に人数を少しこの前の画面で実は人数を4人とこの場合は入れているのですが、人数に応じて解答欄が4人だったら、これは4人なので4人分記入できるようになっているわけなのですけれども、3人だったらこれが3行出てくるというような仕組みになっております。

以下、質問ごとに人数分の入力ができる画面が順次出ているというのがパソコンのオンライン調査 の画面になっております。

(PP)

それから、続いてスマホ版のイメージとして御覧になっていただきたいのですけれども、こちらがスマホ版の電子調査票のイメージです。

2次試験調査でも、こういった画面を設計して実際に実施をしているところです。

パソコン版との違いは、パソコン版をスマホで見ますと、どうしてもスクロールをしなければいけないという作業が発生するわけなのですが、スマホ版専用の画面を設定することによって、スクロールをしないで画面を見ることができる。また、回答も入力できると。縦だけは少しスクロールする必要があるのですが、横でのスクロールを可能な限りなくしたのがスマホ版の特徴です。

A4 の先ほどの資料のほうに印字してあるものは、ほぼ実寸大ですので、これぐらいの大きさでは見ることができるというものになっております。

(PP)

続いて、オンライン調査システム全体の構成について、少し説明したいと思います。

まず、上のオレンジの部分ですけれども、オンライン調査システム、世帯が入力する画面としましては、今、御覧いただきました、パソコン版、スマホ版の画面があります。

それとは別に、国とか県、市町村のほうで、当然、そのデータの管理をしなければいけないということで、それらを管理するシステムということで、提出状況管理システムそれから地方審査システムがあります。

提出状況管理システムにつきましては、調査員へ伝達するためのリスト出力機能、そういった機能 が備わっているものです。

また、調査区別にオンライン回答がどれだけあったか、もしくは個別のオンライン回答の内容、そういったものも、この提出状況管理システムで把握することができます。

それから、地方審査システムなのですけれども、オンライン調査につきましては、基本的には記入漏れ、それから記入誤りは存在しないのですが、一部、産業分類とか職業分類を格づけするためのフリー記入欄があるのですね。この欄だけは、どうしても記入内容が産業分類、職業分類を格づけするためのキーワードとなるようなことが書いていない場合には格付けできないということになってしまいますので、その点については、この地方審査システムを活用して、御確認をいただくというような仕組みになっております。

それから、左下に国勢調査ポータルサイトがあるわけなのですけれども、今回、国勢調査専用のポータルサイトを用意しております。これは国、都道府県、市町村の国勢調査に携わる職員が閲覧する仕組みになっております。この中で国勢調査の事務に係るお知らせであったりとか、進捗状況、それからオンライン調査システムであったりとか、提出状況管理システム、こういったものに関係するサイトにアクセスするためのリンクといったものを張っているところです。

ですから、一元的にこのポータルサイトに最初に業務として入っていただければ、ここからいろいろな業務に飛ぶことができますし、また、これまでの事務連絡であったりとか、最近のお知らせ、そういったものもここで見ることができるようになっております。

(PP)

業務ポータルサイトの特徴としましては「国 地方のシステムの入口」ということで、提出状況管理システム、それから審査システムなどに、ポータルサイトから入ることができるということ。

それから「進捗管理の実施」ということで、各事務の未着とか完了とか、そういったものが表示されることによって、市区町村ごとにこれは表示する予定なのですが、それによって、それぞれ自分のところが送れているのかどうかといったことも把握することができるかと思っております。

また「資料等のダウンロード」「事務連絡の受領」ということで、本調査が始まりますと、さまざまな文書、国のほうから発出いたしますので、そういった文書を格納することによって、事務手順に誤りがないように実施することができる。

また、お知らせについても、ここで見ることができますので、それによって効率的に業務ができるのではないかと思っております。

最後に「アンケート」がありますけれども、簡易なアンケート機能も装備しておりますので、急にもし市区町村のほうにアンケートをする場合には、この機能を使うことができるというところです。 (PP)

続いて、こちらが国勢調査のポータルサイトの画面になります。上のほうが重要なお知らせということで、これは国勢統計課のほうから、各市町村、都道府県に連絡がある場合には、ここでお知らせを掲示する形になっております。

これもいわゆるホームページで更新するような煩わしい手続は不要でして、簡易に我々職員が何か

連絡をしたい事項があれば、それを入力することによって、すぐに更新される仕組みになっております。

それから、真ん中のところの「業務進捗報告」のところですけれども、少し大きく画面をしますと、 それぞれの業務区分ごとに着手、完了といったものをチェックできるようになっております。このチェック欄は、各市区町村でチェックを入力していただくようになっておりまして、着手したもしくは 完了したという形になれば、どんどんこのチェックを入れていくことによって、業務が進んでいく。

また、それぞれのほかの市町村が、今、どんな状況にあるかというところも未着手数、それから未 完了数というようなところで把握することによって、もう大分ほかの市はここまでいっているなとい ったような進捗管理も行うことができるようになっております。

また、下段のほうにつきましては、それぞれ提出状況管理システム、地方審査システムといったような形で、国勢調査に関する各システムへのリンクを張っているという形になっております。 (PP)

「提出状況管理システムの特徴」としましては、特徴というか、機能なのですけれども、ここにあるような、1つが左上「回答状況の把握」につきましては、インターネット回答があったデータにつきましては、個別のデータの表示、それから調査区別の回答数といったものが表示される機能です。

それから「回答状況の伝達」ということで、調査区別にどの世帯から回答があったかというものを、極論を言えば、ボタン1つで調査区別にリストが出力されるということで、スムーズに調査員に伝達できるといった機能です。

これまでの22年の国勢調査でも、こういった機能はあったわけなのですけれども、回答状況をファイルでダウンロードして、それを調査区別にソートして並べ替えて、それを調査区別に出力してとか、そういったような形で、非常に煩わしい事務が入ったわけなのですが、今回、それを初期の基本機能として装備した点が大きな違いです。

それから「郵送提出の登録」ということで、郵送提出されたデータについても、QR コードを読み取って、どの世帯から回答があったかというものを登録するのですが、その登録情報もこの提出状況管理システムの中で、一元的に管理することによって、効率的にデータ管理をしようというところです。

そのほか「不足書類の印刷」というような事務を実施して行く上で、必要な作業系の機能のこのシステムの中に盛り込んでいるところです。

(PP)

これが提出状況管理システムの具体の画面になります。

この画面は、インターネット回答があったそれぞれの世帯、どの世帯から回答があったかという内容、それから、どういった回答があったかというものを参照することができる機能になっております。配布誤りとかがあった場合には、世帯番号何番にどういった人の回答があったかということも確認して、配布誤りを解消するための処理をしなければいけないわけなのですけれども、そういったときに個別のデータを参照する必要がある。また、記入状況などもここで確認することができるとなっております。

(PP)

(PP)

次の画面ですが、こちらは郵送提出についても、この提出状況管理システムの中で管理しますので、 郵送提出があった場合に、どの世帯番号から郵送提出があったかということで「ネット」とか「郵送」 という欄があるわけなのですけれども、そこのところにマークがつくことによって、どういった形で 回答をいただいたか、あと、またネットでの回答につきましては、パソコンで回答があった、スマー トフォンからの回答であったというような情報もここで見ることができるようになっております。

次の画面が非常に重要なのですが、こちらが調査区別にインターネットの回答が何件あったかとい

うものを表示するものになっております。

この画面によって、毎日、事務が進んでいきますと、一定日数が過ぎると、ほぼ大体同じような伸び方をして、インターネット回答件数は、伸びていくわけなのですが、試験調査等を実施しておりますと、たまに全く回答がない調査区が出てきます。そういった調査区につきましては、私どもから県、市町村を通じて、少しどういう状況か確認してくださいとお願いしますと、これまで実際にあった事例としましては、調査員さんが少し風邪をこじらせてしまって、インターネットの利用案内のほうが、IDがまだ配布できていなかったところがわかったということが2次、それから今回の3次でも同じような事例が報告されておりまして、かなりこの画面を見ていて、毎日の進捗を確認しているだけでも、その調査員の動きも把握できるところも、この機能としては大きなメリットではないかと思っております。

(PP)

それから、こちらが「回答状況確認表」というもので、インターネット回答のあった世帯を調査員 に伝達するための書類になります。

これは、先ほども申しましたが、ボタンを押すことによって、調査区別に自動的に生成されて出力 されるものとなっております。

(PP)

また、次のページになりますが、こちらはインターネット回答それから調査票の配布が始まりますと、今度は郵送回収も出てきますので、そういったものをまとめて同じように調査区別に出力して、調査員に伝達するための確認表になっております。

こういったものが、もう特に作業をせずに出力できることになっております。

(PP)

それから、最後「地方審査システムの特徴」ということで、インターネットで回答されたデータというものは、基本的には記入漏れ、記入誤りはないわけなのですけれども、重複回答とか、そういうものはないのですが、フリー記入欄がありますので、勤め先、業種などの名称、それから事業の内容、本人の仕事の種類について審査するためのシステムなのですが、全ての世帯を表示するというわけではなくて、これらのフリー記入欄を記入することは、仕事をしている世帯員が対象となっておりますので、有業者のみを対象として、まず抽出するという機能も持っております。

それから、更に産業分類を格付けするためには、一定のキーワードがありますので、そういったキーワードがフリー記入欄に書いてあるものは、格付けが可能ということで、自動的に排除しまして、格付けできないような記入内容の悪いものを抽出しまして、このシステムで表示して確認をいただくような仕組みになっております。

以上、オンライン調査システムの基本的な機能についての御紹介となっております。

オンライン調査システムにつきましては、引き続き3次試験調査の結果も踏まえて、更に装備、機能拡充等を図っていきたいと思っております。

最初の審査メモにありました確認点についての回答は以上となります。

○白波瀬部会長 ありがとうございました。

詳細な説明ありがとうございます。

では「(ア)オンライン調査の全国展開」について、御意見や御質問のある方はどうぞ御発言ください。

よろしくお願いします。

加藤専門委員、どうぞ。

○加藤専門委員 非常に詳細な説明で、オンライン先行方式が非常に良いということもわかりました し、非常に大きなチャレンジだということも理解できました。 その上で少し何点か教えていただきたいのですが、1つは試験のときに、オンライン先行方式のほうが並行方式よりも4倍程度回収率が高かったということだったと思うのですが、それについてどういう理由だったのか、例えば、その対象者の属性みたいなものはコントロールした上で、4倍ぐらい違いがあったかどうか、その辺りを少し詳細を教えていただきたい点が1点。

それから2つ目は、こういった提出状況のシステムは非常によくできていると思うのですが、これは全国に展開すると、地域では、調査員や指導員の方が相当高齢者の方もいらっしゃるのではないかと思います。市町村の方が実施するのであれば問題ないとは思うのですけれども、そうしたときに、相当多くの教育システムというのですか、指導体制みたいなものが必要になってくるのではないかと思うのですが、それについてはどのようにお考えになっているのか。

最後に、これは先ほど席上配付資料の中のなりすまし対策の中でも少し書かれているのですが、重複のログインがあった場合、これはどのように具体的に監視できるのか、例えば、ログインの配布の間違いなどということもあるのかもしれませんが、結構こういった重複のログインが考えられるとしたときに、どれを正しいという形で確認できるのか、この3点について少し教えていただければと思います。

- ○白波瀬部会長 では、統計局の方、お願いします。
- ○保髙国勢統計課課長補佐 まず、1点目のオンライン先行方式、並行方式の違いの中で、なぜこれほどの差が出たかという点なのですけれども、基本的には、1次試験調査において、選んだ調査区につきましては、全国の中から都市階級区分ごとに大都市それから小さ目の市町村、中堅の市町村というような形で抽出をかけております。

同じような人口規模のところをもって抽出をして実施したというのがまず1点と、オンライン先行方式、並行方式でなぜこれほど差が出たかというところの分析なのですけれども、今回、1次試験調査のときに、インターネット回答しなかった理由というものについて、インターネット回答しなかった理由というのが、インターネットの設備がないから。つまり、物理的に回答できなかった世帯が先行方式の場合にはインターネットで回答しなかったとこれが4割ぐらいあった。一番多かったわけなのですけれども、これが並行方式になりますと、紙の調査票のほうが回答しやすいからということで、つまり、インターネット設備があっても、並行方式の場合には、紙とインターネット両方行きますから、紙で国勢調査の場合にはA4の表裏ですので、では紙で書いて出してしまおうかというような意識が働いて、逆に言うと、先行方式にすると、インターネットがある、インターネットができる世帯については、インターネット回答のほうに誘導する効果があるのではないかと分析しております。

2点目の、提出状況管理システムの調査員への教育ということで、御指摘のとおり、調査員につきましては、国勢調査の場合、約70万人、非常にお年を召した方も多い状況になっております。

できれば、提出状況管理システムをその調査員の方が使えるのが効率的ではあるのですけれども、 さすがにこの調査員70万人が、提出状況管理システム、要はインターネットを使いこなすというのも 難しいと考えておりまして、今回の提出状況管理システム、利用者につきましては、国、都道府県、 市区町村までと考えております。

それから、重複ログインなのですけれども、こちらにつきましては、システムの中で同じ ID もしくは同じパソコンの IP アドレスといったものからログインされた場合には、システムの中で監視するとなっております。

基本的には、例えば、御家庭で回答される場合には、1つのログインからは1つの回答になるだろうと想定しているわけなのですけれども、今後、オンライン調査を推進していく中では、例えば、どこかにブースを設けて、市町村によっては、オンライン回答用の本調査のときにブースを設けて回答するというようなことも考えられますので、これをもって重複の部分につきましては、我々としては、

アラートを立ててそこについてどういう状況なのかを市町村等を通じて確認するという形で防止確認 を行いたいと思っているところです。

- ○加藤専門委員 ありがとうございました。
- ○白波瀬部会長 ありがとうございます。では、津谷委員、お願いします。
- ○津谷委員 まず、最初にコメントを申し上げたいと思います。

国勢調査は我が国の一番重要な統計調査であることは疑いのないことで、今回、画期的な一歩を踏み出したと感じております。

試験調査を3回おやりになって、検討会も繰り返し開催し、ようやくここまで来たなと大変感慨深いものがあります。

ご説明にあったとおり前回の調査では、東京都だけに並行方式でオンライン調査を導入したわけですけれども、その際現場では混乱があったと伺っております。

その前回の経験を生かして、今回はオンライン調査を全国展開するわけですので、恐らく今の段階では予想しないことが起きてくるであろうとは思いますが、国勢調査は、オンライン調査に最もふさわしい調査であると思います。調査票が非常にシンプルである一方、調査対象となるのが約1億2,800万の総人口ということで規模の経済が働くわけです。

ですので、最初は特に事務的な運営、処理で問題が出てくるかと思うのですけれども、中長期的には大変効率的になるものですので、大きな期待を抱いております。

そして、高齢者の記入を支援するために、前回の全封入方式を任意封入方式に変えられたということもよいことだと思います。我が国は急激に人口高齢化が進んでおりますので、このようも対応は必要だと思います。とにかく、オンラインで回答をしていただくと、途中でやめてしまうとか、最初の部分にだけ回答して、残りは未回答のままでそれを封入してしまうということを防ぐことができます。回答率も大事なのですけれども、分析に使える回答をしていただく、つまり英語で言うユーザブルレスポンスの率を上げるという意味でも、オンライン調査は大変効果的ですし、全封ではなくて、任意封入方式にすることによって、やはり無回答、未記入ということが大量に発生するということが防げるのではないかなと期待しております。

3つ目のコメントですけれども、スマホ及びタブレット端末からも回答ができるようになったということも大変良いことだと思います。予想されたとおり、スマホによる回答は 20 代、30 代が割合として高いわけですが、時間の経過とともに、今の 20 代、そのうち 30 代が加齢とともに、人口学用語で言うと、コーホートリプレイスメントが起こりますので、スマホによる回答は今後増えていくと思いますし、テクノロジー的にも、スマートフォンの技術革新が急激に進んできております。

ですので、これについても大変期待をしております。今後どういう形でこれが展開できるようになるのか予見はできませんが、うまく行けば、世界最大のオンライン調査になると思います。

ただ、1つだけ確認ですが、今回の調査ではオンライン先行方式をとることになっています。国勢調査は人口静態調査ですので、実施年の10月1日付の情報をとるということが前提になっております。今までは調査員調査が主でしたので、10月1日付の情報をとるということの徹底が割と容易だったかもしれないのですけれども、今回は10月1日の前にオンライン調査を実施するわけですよね。

ですので、例えば年齢もそうですけれども、就業状態などについても、例えば9月の下旬に回答をして、10月1日付には仕事を辞めていたなどという人もいるかもしれませんので、10月1日付の状態を回答してもらうようにすることの周知徹底をお願いできればなと思います。これについて何かもし話し合っておられればお聞きしたいと思います。

○保髙国勢統計課課長補佐 今の点につきましては、まず、インターネット調査を実施する際に、まだ2次のとき等には導入していなかったのですけれども、インターネットの利用案内の中で、要は10

月1日の時点で変更があった場合には、データのほうの修正をお願いしたいということをしっかり周知していきたいと思っております。

また、これは既に行っていることなのですけれども、インターネット調査が終わった後、調査員調査、紙の調査票になった段階で、一定期間過ぎたところで確認状をお配りしているのですが、1つは既に回答をいただいた世帯へのお礼状、回答いただきありがとうございましたという機能もあるわけなのですけれども、あわせてまだ出していない世帯については、確認状と称した督促状となっておりまして、まだ御提出いただいていない世帯につきましては、提出をお願いしますといったような書類になっておりますが、更に、インターネット回答をした世帯につきましては、10月1日時点で、もし、最初の回答から変動があった場合には、その状況についての提出をお願いしますというものを再周知するような形で実施したいと思っております。

- ○白波瀬部会長 ありがとうございます。
 - ではほかに。黒澤委員、どうぞ。
- ○黒澤委員 それに関連して、前段階にというお話なのですけれども、具体的にはどのぐらい、何日ぐらい前なのでしょうか。先ほどのお話では6月19日に、つまり今、始まったところですよね。もう郵送の準備をなさっていると言うことですから先行といっても若干のラグなのかなという印象を受けたのですけれども、その辺りはいかがでしょうか。
- ○保髙国勢統計課課長補佐 紙の調査票を調査日から大体5日から7日ぐらいが紙の調査票を配る期間で、それから前の5日間ぐらいが伝達期間になりますので、インターネットの締め切りとしましては、大体調査日の10日から2週間ぐらい前になろうかと思っております。
- ○黒澤委員 ありがとうございます。 別件でよろしいですか。
- ○白波瀬部会長 どうぞ。
- ○黒澤委員 済みません。まず、本当にすばらしい取組だと思います。どうもありがとうございます。 それで、資料3-4の一番最後のページ、14ページとか13ページにある、回答状況確認表というも のなのですが、これは末端の調査員の方に配布されるものということでよろしいですよね。

やはり先ほどもお話がありましたけれども、調査員の方々が高齢化しているということで、そういう方々にとってもわかりやすいものであるということが必要だということでした。これは確認なのですが、彼らにとっては、いわゆるレスポンスのない世帯を見つけるということと、それから特に郵送で回答した方についての不備がないかどうかを見つけるということと、それからあとは次のページにもかかわるのですけれども、オンライン入力をした場合であっても、フリー記入欄で少し疑義が生じたような場合は、その世帯がどの世帯だったかというのも、最終的には知らないといけないわけですよね。

そうした場合、まず第1点については、この世帯番号が例えば、ここ連番が1の次に3になっていますので、この情報からして2番が出していないなということがわかるということでよろしいのでしょうか。

それから、2番目の点については、不備かというものは、右から3列目に郵送状態に不備とか正常とありますから、それでわかるということでよろしいですよね。

その3番目のフリー記入欄、オンラインでのフリー記入欄の不備な世帯を見つけることについては、 このアウトプットではなくて、別途知らせるというような状況なのでしょうか。

○保髙国勢統計課課長補佐 まず、1点目の回答状況確認表での確認方法なのですけれども、インターネット回答がなかった世帯は、この世帯番号が抜けているところがインターネット回答がなかった世帯になるわけなのですが、調査員の事務としましては、この表だけではなくて、まずは調査世帯一覧というような形で、自分が調査を受け持った世帯について、1番から地図をつくって、そこに住宅

の絵を描いたところに1番からの順番を、これが世帯番号と言われているもので、これに紐づいた番号を置いてくるわけなのですけれども、この調査世帯一覧上にインターネット回答があったか、郵送回答があったか、御自身が回収したかというものを丸をつける欄を用意してあるのですね。

ですから、これで管理しようとすると、システムのほうではどこの何番まで世帯番号があるかというのがわからないところもあるので、実際には、調査員さんは調査世帯一覧というものに、この情報を移していく、その中で自分が回収したものがありますから、自分が回収したところは調査員が自己自身で回収したという印をつけることによって、要はインターネットでもない、郵送でもない、自分もまだ回収していないというのが見えてくるのですね。

全体のものがそちらでわかるようになっていますので、それによって、その抜けている部分を更に 回収に歩いていただくというような仕組みになっております。

それから、2点目の地方審査システムのフリー記入欄のところについてなのですけれども、ここは調査員の事務というよりは、もう少しタイミングが後ろでして、市町村での審査の中で、この地方審査システムを使って、もし記入漏れ等があれば、その市町村での審査の中で確認をするというような流れになっております。

○黒澤委員 ありがとうございます。

少し私が感じたことは、郵送で回答した場合に、その所在地とか住所とかがなくて、不備といってもどこが不備かというのがわからないのではないかなと。その辺りが調査員さんにとって、特定するのが大変なのかなと思ったのですけれども、そういったことがあれば、かなり簡単にできるということですね。

○保髙国勢統計課課長補佐 あと、郵送の場合には、不備というか、中には、空の封筒が返ってくる。 要は、封筒をあけたら中身はありませんでしたとか、もしくは記入状況が悪いならまだしも、白紙で 御提出されるというようなこともありますので、さすがに白紙ということになりますと、国勢調査と して、人口世帯を確定するというものに非常に問題が出てきますので、そういったところについては、 再度、御確認で行っていただくという必要が出てきます。

そういった情報については提出状況管理システムに登録する際に、中身の調査票を最低限白紙とそもそも入っていないといったものについては不備というような形で提出状況管理システムの中にも、そういった情報を表示して、更に調査票の再回収等に回っていただくというような形で事務を促すという形になっております。

- ○黒澤委員 わかりました。ありがとうございます。
- ○白波瀬部会長 ありがとうございました。

山田専門委員、ありますか。

〇山田専門委員 私も、まず、全国的にオンラインを展開していただくということは、本当にすばら しいことだと思います。

ありがとうございます。

特に、若い世代の方の回答率が今まで低かったということで、特にスマートフォンで答えられるということは、そういった世代に対してとても魅力的なものになるのではないかなと思います。

ただ、その点で、若い方たちは比較的スマホを使ったり、PCを使ったり、その場合には、回答しないと次に進めない比較的クオリティーの高い回答が返ってくるだろうと予想されるものに対して、高齢者の方たちは紙で答える比率が高くて、きちんと答えていない可能性もある。そういうときにクオリティーの差が出てしまうのではないかということが少し気になったのですけれども、そういった点について、何か議論されていらっしゃいますか。

○保高国勢統計課課長補佐 高齢者世帯、日本は非常に高齢化が進んでおりますので、高齢者対策に

ついても考える必要があると思っております。

それで、インターネット調査を推進する一方で、高齢者世帯対策ということも踏まえて、前回の調査で全封入方式という形で調査を実施したわけなのですが、今回、任意封入方式に戻しまして、それで調査員の方が記入状況について、例えば高齢者が国勢調査の調査票も高齢者にとってはマークするのもかなり難しいという世帯もありますので、そういった世帯の記入を支援したりとか、また、高齢者のほうも、高齢、単身の世帯等、世帯側からも調査員から記入はどうでしたというようなお声かけをしやすい環境をつくることによって、高齢者のほうから書けないところはわからないというお話があれば、そういったところを支援するというような、今回、仕組みに戻しまして、そういったところで、特に高齢単身世帯、高齢者だけの世帯についての支援を充実させていきたいと思っております。

○白波瀬部会長 ありがとうございました。

東京都のほうから、何か御意見はありますでしょうか。

率直な御意見等をいただければありがたく思います。

〇古川東京都総務局統計部人口統計課長 今回、いろいろと御説明していただきましたことは、これまで22年調査実施後のさまざまな会議で、私ども地方公共団体のほうが、調査員そして市区町村の皆様からいただいた意見をそのままお伝えさせていただき、それに対して非常に前向きな形で御検討いただいて改善していただいたということで、私ども、本当にありがたく思っております。

なおかつ、御説明の中にもありましたとおり、今回のオンラインの提出状況管理システム、まさしくこちらが調査員ですとか、市区町村の皆さん、求めておったものでありまして、これがうまく活用できると非常に実査の観点で、効率的な動きができるかなと思っております。

その意味では、先ほど保髙補佐のほうからも、まだこれについて3次試験調査でも検証中だし、本調査に向けて更に改善できるところは改善を進めていくという、また力強い言葉もいただきましたので、まさしくそのような形で行っていただけると本当にありがたいと思っております。

当面、この御議論についての私どもの意見は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

大阪府は御意見ありますか。

○佐藤大阪府統計部統計課長 私も昨日、これを少し聞かせていただいたのですけれども、先行方式について、若干どうかなという思いは少しあったのですが、先ほどの御説明(先行方式で実施した韓国やカナダが、並行方式のイギリスよりオンライン回答割合が高いことや、並行方式でオンライン回答しない理由に「紙の方が回答しやすい」とのこと)で、やはり並行方式にすると、オンライン回答に支障があると思いましたので、先行方式でやむを得ないかなと思います。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

方向性としては、皆さん、全員一致で力強い支援というか、そういった現場の方の声もきちんと聞いて検証していただいているということも確認できましたので、その点については何ら問題がないと思うのですけれども、やはり現段階でオンライン開始が20~30%、世代が上がってきて、リテラシー自体が上がっていますので、10年後、20年後の65歳以上というものは、今よりも恐らく状況としてはよいであろうと思います。

ただ、やはり横串の問題ですね。今は、要するにオンラインの方向から聞いていますと、非常に完成度が高いように思うのですけれども、ここから外れた場合の郵送回収、調査員回収、今、山田専門委員のほうからも、その間の質の違いということは、過渡期であればあるほど、問題がかなり混在化していて、コストもかなりかかるかとは思うのですけれども、将来に向かっては、必要経費ということで、ここの横串のところをできるだけうまく連携をして、若干一時的には費用等がかかっても、丁寧な対応をお願いできれば大変ありがたいかなと思います。

では、何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、加藤専門委員。

○加藤専門委員 これは関係ないのかもしれませんが、私も本当にこういったオンラインシステムも 大事だとは思うのですけれども、例えば、前回の東京都でやるときの場合なのですが、きちんとこれ に対してプライバシーの問題で反対される方がいらっしゃるとも聞いていますので、是非そこら辺は 丁寧にいろいろと宣伝といいますか、御説明をいろいろしていただけるような形で是非実施していた だいて、変な誤解がないような形で是非これが定着できるように行っていただければありがたいなと 思っています。

- ○白波瀬部会長 では、よろしくお願いします。
- 〇岩佐国勢統計課長 国際的にも、やはりオンライン調査というものは、流れで導入をされておりますし、ある意味オンラインで回答してしまえば、紙でいろいろなところへ出回るということもありませんので、そういう意味では、システム上きちんとしてしまえば、逆に安全なものでもあるかと思いますので、そういったところ、先ほどセキュリティー対策も説明させていただきましたけれども、そういったものを万全にして、22年調査できちんとした形でやれておりますので、引き続きより良い形でセキュリティー対策もしていきたいと思っています。
- ○白波瀬部会長 では、よろしくどうかお願いいたします。

では、次、少しずつ任意封入方式についても言及されていますけれども、審査メモの 12 ページの引き続きまして「イ 調査方法の変更」の「(イ)任意封入方式の導入」について、統計審査官室の金子調査官から説明をお願いいたします。

ごめんなさい。この前に、一応、ここまでは御了承いただいたということで進めさせていただきたいと思います。

どうぞ、お願いします。

○金子総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 それでは、説明させていただきます。

今、部会長からお話がありましたとおり、審査メモの12ページを御覧いただければと思います。

「(イ)任意封入方式の導入」ということで、先ほどから何回か既に言及されておりますけれども、今回の平成27年調査では、高齢者世帯の増加に伴いまして、調査票への記入支援が必要な世帯も増えているということで、調査員による記入支援や確認などの円滑な実施あるいは誤記入などの記入不備の改善といった観点から、報告者から調査員への調査票の提出方法について、調査票を封筒に入れ、密封した形で提出する全封入方式から、封入するか否かは報告者の判断に委ねる任意封入方式に変更するということが計画されているところであります。

近年、世帯のプライバシー意識の高まりといったことから、調査票の記入内容を調査員に見られたくないと考える世帯も増加している、また、結果的に調査へ協力を拒むといった事例も見られるようになってきているということで、前回の平成22年調査では、全封入方式を導入したというところであります。

ただ、その結果として、調査員が調査票の回収時に記入内容の確認等が行えないということで不詳が増加した。これに伴って、市町村における調査票の審査に係る事務負担も非常に増えたという状況が発生したというところであります。

一方、2次試験調査の結果によりますと、高齢者世帯はその他の世帯に比べて、記入不備が多いという状況になっている。ここら辺は、審査メモの13ページの「表1」でデータが提示されているところであります。それから、世帯主の年齢階級別のオンライン回答の状況を見ると、70歳代は60歳代の半数以下の理由にとどまっている。

こういったことで、高齢者世帯にオンライン回答の効果が及びにくいことが明らかになってきているということであります。この関係は表2ということでありますけれども、更に一般的な話でありま

すけれども、高齢者を含む世帯は年々増加している。この辺は審査メモ 14ページの表 3 にデータが提示されているところであります。更に地方公共団体からも、調査員が調査票の記入内容を確認できる仕組みに戻してほしいという意見も寄せられている。こうしたこと等から、平成 27 年調査では、高齢者世帯への記入支援等のために調査員への調査票の提出方法を全封入方式から任意封入方式に変更したいということであります。

私どもといたしましては、こうした調査票の提出方法の変更につきましては、記入支援あるいは記入内容の確認といった作業の円滑化あるいは記入不備の改善といったことに寄与するものであることから、適当と考えているところであります。

私からの説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございました。

本件につきましては、審査メモにおいて、特段の確認事項等は示されておりませんけれども、統計 局から何か補足の説明等がありましたらお願いいたします。

○保髙国勢統計課課長補佐 先ほどの高齢者への対応にもかかってくるのですけれども、試験調査で調査員から寄せられた意見を1点紹介したいと思います。

1次試験調査においては、22年と同じ完全封入方式で調査のほうを実施したわけなのですけれども、 調査員の方からあった意見としまして、高齢者世帯の方から記入を手伝ってほしいと言われまして、 その回答を聞きながら記入のほうを手伝ってあげたというような事例があります。

この調査員の方は、非常にベテランで、またその世帯の方とは非常に面識があったということで、 お互いに信頼関係があったということで依頼されたようなのですけれども、完全封入方式で実施した 前回のような調査のやり方ですと、その世帯から調査員に対して、その記入を手伝ってほしいとか、 また調査員のほうから世帯のほうにどうですかというようなお声かけを非常にやりづらいというよう なお話がありまして、そういった意味でも、任意封入方式になれば、審査の一環として、調査事務の 一環としてそういったお声かけがやりやすいというような意見も寄せられているところです。 以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございました。

では「(イ)任意封入方式の導入」について、御意見や御質問のある方は御発言ください。 よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○白波瀬部会長 それでは、この件については特に御意見がないようですので、御了承いただいたものとします。

それでは、審査メモの15ページ、引き続きまして「イ 調査方法の変更(ウ)郵送回収方式の市町村長による採否」について、統計審査官室の金子調査官から説明をお願いいたします。

○金子総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 それでは、説明させていただきます。

「郵送回収方式の市町村長による採否」ということで、今回、平成27年調査では、面接困難世帯の増加などを踏まえまして、調査票の郵送回収を必要とする市町村が多い一方、記入不備に伴う審査事務の負担増ということで、郵送回収の見直しを求める市町村もあるという状況であります。

このようなことから、調査票の郵送回収を調査方法の1つとして原則としつつも、市町村の実情に 応じて市町村長に判断により郵送回収を行わないことも可能とすることが計画されているところであ ります。

郵送回収につきましては、前回の平成22年調査において、初めて調査員回収との併用により導入したところでありますけれども、統計局は、郵送回収方法につきましては、市町村では、例えば面接困難世帯の増加を踏まえて、円滑な調査の実施の観点から評価するという意見がある一方、記入不備に伴う市町村の審査事務の負担増ということで、見直しを求める意見もあるという話が出てきていると

いうことでありました。

こうした市町村の意見を踏まえまして、統計局では、2次試験調査におきまして、調査票の調査員への提出が大きく機能すると想定される比較的規模の小さな一部の市町を対象に、郵送回収を行わない調査手法について検証を行いました。

その結果といたしまして、当該市町は、郵送回収方式を導入した地域よりも、調査票の提出が良い 状況が確認できたということであります。

こうした結果を踏まえまして、総務省統計局では、平成27年調査では、先ほども申し上げたとおり、 調査票の郵送回収方式を調査票の回収方法の1つとして原則としつつも、市町村の実情に応じて、市 町村長の判断により郵送回収を行わないことも可能とすることとしたいということであります。

これにつきまして、私どもといたしましては、市町村長の判断により郵送回収を行わないという取り扱いとした場合、調査票の回収方法が調査対象世帯の常住する市町村によって異なることになり、調査対象世帯等に混乱を招くのではないかといった観点で2点ほど確認が必要ではないかと考えているところであります。

具体には、審査メモ 15 ページの一番下の【確認事項】に記載しておりますけれども、まず、1 点目といたしまして、本変更に係る国、都道府県、市町村及び調査対象世帯それぞれのメリット及びデメリットからの考察を含む検討結果及び結果。

それから、現時点における郵送回収を行わないことも可能とする取り扱いを希望する市町村の状況 といったことであります。

私からの説明は以上であります。

- ○白波瀬部会長 ありがとうございました。それでは、統計局から審査メモに示された確認事項に対する回答をお願いいたします。
- ○保髙国勢統計課課長補佐 回答いたします。

資料3-3、19ページのほうをお開きください。

まず、前回、平成22年国勢調査におきまして、郵送回収が導入された経緯につきまして説明したいと思います。

平成17年、前々回の調査におきまして、ちょうど平成17年調査の前年に個人情報保護法が施行されたということもありまして、プライバシー意識、それから個人情報保護意識が高まったということがまず1点。

それから、オートロックマンションの増加など、居住形態が多様化したということがあります。

それから、単身世帯や夫婦共働き世帯の増加に伴う不在世帯の増加といったことによりまして、調査員による調査票の配布、回収、こういったものが非常に、特に都市部において難しくなったというような点が挙げられます。

このため、前回の 22 年国勢調査では、実査を円滑に行うという観点から郵送回収を導入したところです。

次のページになりますが、一方で、郵送提出につきましては、調査員による調査票の検査を経ないということ。それから、オンライン回答のように自動的な記入漏れ等のチェックも行われないということがありまして、記入漏れ、それから記入誤り等が多くなりまして、市区町村における調査票審査の作業負担がかなり大きかったという点、また。集計結果につきましても、不詳の増加につながっていると影響を分析しているところです。

次の21ページになりますが、こちらで市区町村等の意見をまとめさせていただいております。黒丸の1個目になりますけれども、単身世帯や共働き世帯などの面接困難世帯の増加などに伴う円滑な調査の実施のためには、郵送によって調査票を回収する調査手法を引き続き実施することが必要ということで、前回の調査でも、郵送の回収率56%ぐらいあるわけなのですけれども、なかなか都市部を中

心に面接困難世帯が多いところでは、郵送回収が必要だという御意見です。

一方で、黒丸の2つ目になりますが、記入不備に伴う審査事務の負担増などから、郵送回収による 調査手法の見直しが必要ということで、比較的面接困難世帯が少ないような地域では、逆に審査事務 が非常に負担増になったというようなお話で、郵送回収について見直せる点は見直してほしいという 御意見も頂戴しているところです。

そこで「3」のところですけれども「郵送回収による調査不法の見直しの検討」ということで、次の22ページになりますけれども、2次試験調査で都市部以外の地域など、比較的規模の小さな市町、そういったところを対象に、調査票の回収に当たって、郵送回収を行わないで調査のほうを実施しております。

具体的には、2次試験調査、7都府県14市区町を対象に実施したわけなのですけれども、そのうち、石川県中能登町、こちらが世帯数、約6,000の都市ですが、また香川県東かがわ市、こちらは世帯数1万3,000の地域です。

こちらでは、ほかの 12 市区町につきましては、郵送回収を実施したわけなのですけれども、この 2 市町については郵送回収をやらないで調査をやったらどうなるかというところを検証しているところです。

下の表を御覧になっていただきたいのですが、少し数字が細かくて申しわけないのですけれども「(構成比)」のほうを御覧ください。

中能登町、東かがわ市ともに高齢化も少し進んでおりますので、オンラインの回答率につきましては、16.8%それから 16.1%ということで、2次の全国平均 23.3%に比べても全体的には低い結果になっております。

一方で、当然郵送回収は行っておりませんから、郵送回収は0%「一」なのですけれども、調査員回収につきましては、中能登町が82.2%、それから東かがわ市は82.5%ということで、非常にこういった地域、調査員調査が有効にまだ機能している地域であると分析をしているところです。

聞き取り調査の割合も、それぞれ 1.0%、1.2%ということで、試験調査の場合には、申告義務もありませんので、また試験ということもあって、本調査ほど督促を強くもかけないものですから、大体15 から 20%ぐらいの聞き取り率が出ているところなのですけれども、その中でもこれらの地域、1.0、1.2 という聞き取り率になっておりますので、調査自体が非常に円滑に行われたとも思っているところです。

そういった中で、23ページに(4)のところで、市区町村の判断によりその郵送回収を行わないと した場合のメリット、デメリットの比較をまとめてあります。

まず、メリットのほうですが、国、都道府県にとりましては、市区町村長による郵送回収方式の採否を選択するということは、その一番地域の特性等をよく把握している市区町村がどちらを選ぶかということを決めるということで、円滑な調査を実施する上で、非常に有効的ではないかと思っております。

また、市区町村にとりましても、調査員による回収であると、簡易な検査が行えますので、審査事務の負担を軽減するというような意味、また結果精度も向上するというようなメリットがあると思っております。

逆にデメリットのほうなのですけれども、調査員につきましては、調査員による回収業務に係る事務負担が増えるというようなデメリットもあるわけなのですけれども、逆に言うと比較的面接困難世帯が少ないような地域を対象に郵送回収をやらないというような形を選択するということになりますので、それによって、このデメリットの効果は低減されるのではないかと思っております。

また、報告者のほうなのですけれども、こちらにつきましては、近隣市町村等に常住している報告者と比べて、提出方法が限られてしまうということになりまして、本調査に対する忌避感が出ないか

というようなことが懸念はされるところです。

デメリットに対する対応なのですけれども、27年国勢調査につきましては、オンライン調査を全国 展開するということで、新たな回答ツールを全国展開、全ての市町村に構築することによりまして、 調査員にかかる、逆に言えば、こういった事務負担、回収の事務負担を軽減するというのが1点。

それから、調査員への提出方法としては、郵送とは別に調査書類、収納封筒という最初に書類をお配りする封筒があるのですけれども、それに封をして提出する任意封入は、封入を一切認めていないわけではありませんので、任意封入という道は、今回、活かしていますので、それによって、一定のプライバシーへの配慮を行っていきたいと考えているところです。

それから、24ページのところなのですけれども、更に真ん中辺、中ほどにあるのですが、国で実施する広報などでも、市区町村の広報といったものを活用しながら、やらない地域等の住民が混乱しないように周知徹底はしっかり図っていきたいということ。

それから、国のほうで設置するコールセンター、こちらへの対応のほうもこういった区分に誤りがないように、しっかり指導しながら、世帯の混乱を防止していきたいと考えているところです。

それから、一番最後のところになりますが、市区町村によって、どちらを選択するかという状況ですけれども、一部の自治体からは、郵送提出を行わず、調査員での回収を行いたいという要望はいただいているところですが、詳細につきましては、今後、都道府県を通じて、市区町村からの要望のほうを整理、まとめていきたいと考えているところです。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございました。

では「(ウ)郵送回収方式の市町村長による採否」について、御意見や御質問のある方は御発言ください。

津谷委員、お願いします。

○津谷委員 先ほどの統計局からの御説明を伺っておりますと、市区町村長による採否の決定および 導入は具体的にどういう形で実施していくかということについて、現在、市区町村からの要望を受け て整理している最中ということで、最終的な結論はまだ出ていないのかなと思いますが、これを実施 したいという方向性はよくわかりました。

恐らく、これからきめ細かい対応が必要になってくるだろうと思います。

当然、回答者ができる限り柔軟に自分の状況に合った形で回答できることは大切ですけれども、間に立つ市区町村の担当者の業務についてもできる限り軽減をしていくことで、オンライン調査がうまく実施できれば、その部分の事務負担は減るわけですが、残った部分に対しては、恐らく非常に臨機応変な対応が今後必要になってくるであろうと思います。

ただ、その際、細かいことでまだ決まっていないのかもしれませんが、あらかじめこの市区町村に問い合わせをしてどうしたいかを聞くのですか、それとも、原則としてはまずオンライン調査、次に調査員調査そして郵送というように優先順位をつけるのか。また、この3番目の郵送を実施しない市区町村は連絡をするようにという形でおやりになるのか。また、いつごろまでにこういう決定をされるのかをお聞きしたいと思います。 郵送回収方式を実施しない市区町村の住民には、そのことを予め周知徹底しなければいけないなと思いますので、タイミング的なものをどうお考えになっているのか、お教えいただければと思います。

〇岩佐国勢統計課長 この実施計画案をつくる段階で、都道府県とか、市区町村とは十分お話をしてまいりましたので、都道府県の中では、一応こういった形があるということはある程度は認識をされております。それで、いろいろ御要望も伺う中で、こういったことをしたいという御要望はもちろん承っているのですが、いずれにしても、答申をいただいて、こういう形にできるということになりませんと、正式にどういった形でやるということは決まりませんので、こういった形で答申をいただい

て、きちんとした形で決まったという段階で、それでは、調査員だけで後半部分をやりたいところの 御要望をきちんと承りまして、そこで整理をしていきたいと思いますが、いずれにしても、調査管理 システムなどでは、郵送が来ても来なくても、そのまま流れるようにはなっておりますので、あとは その説明の中で、うまくないところはないなりの説明、それからあるところはあるという説明という 形になりますので、そこのところの説明をうまくできるような用品の作成とか、そういったことをき ちんとしていきたいと思っております。

○白波瀬部会長 いかがでしょうか。

そのほかにありますか。

やはり、これは地域の状況が直接反映されるという感じですね。

- ○岩佐国勢統計課長 地域によりましても、規模だけではなくて、調査員の集め方とか、いろいろな構成などでも違いが出る話ですので、やはり地域の実情で判断していただいて、それに対応できるような書類などをきちんと我々で対応していくというような状況になってくると思います。
- ○白波瀬部会長 よろしいですか。

では、この件につきましては、特に御意見がないということで御了承いただいたものといたします。ありがとうございます。

それでは、審査メモの 16 ページ「イ 調査方法の変更」の「(エ)調査員による他計報告調査の併用」について、統計審査官室の金子調査官から説明をお願いいたします。

- 金子総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 説明いたします。 審査メモの16ページです。
- 「(エ)調査員による他計報告調査の併用」ということで、今回の平成27年調査では、2回目の部会で御審議いただく予定でありますけれども、調査事項について、現在の住居における居住期間とか、5年前の住居の所在地といったものを追加することとしていることから、報告者負担の軽減を図るため、調査員が外観等から把握が可能であるという「住宅の建て方」について、報告者みずからが報告する自計報告方式から、原則として調査員による他計報告方式へ変更することが計画されているところです。

「住宅の建て方」に関する調査事項というものは、住宅が一戸建てか共同住宅かとか、あるいは共同住宅の場合、調査対象世帯の住宅が所在するフロアは何階かといったものでありまして、こうしたものとその居住世帯との関係を地域別に明らかにするという形でつくっている統計は、住宅政策とか、防災対策等々に活用されているところです。

一方、平成27年調査では、先ほど申し上げましたとおり、一部の調査事項を追加するということで、 統計局では記入者の負担軽減を図る必要があるとしています。

そうしたことで、統計局は、記入者負担の軽減の観点から検討を行い、その結果として、「住宅の建て方」に関する調査事項については、調査員が世帯の居住する建物の外観等を確認することにより把握が可能であるということ。この点につきましては、17ページに2次試験調査の結果が簡単に記述されておりまして、2次試験調査においては、住宅の建て方を調査員による他計報告方式により実施した。その結果として、17ページ中段の行に記載しておりますけれども、他の世帯項目に比べても、特にこの項目については記入不備の割合は高くないということで、調査員においても把握は可能であることが検証されているということです。

そういったことで、外観で把握が可能であるということ。また、既に実施されていますけれども、 住宅・土地統計調査というやはり大きな統計調査が先般ありましたけれども、こちらでも住宅の建て 方を調査しているわけですが、こちらでは従前から調査員による他計調査方式を採用しておりまして、 特段の支障が生じていないということです。

こういったこと等々を踏まえまして、この調査事項について、自計報告方式から他計報告方式へ変

更したいということです。

私どもといたしましては、こうしたことを踏まえて、調査方法を変更することは記入者負担の軽減を図るという観点でおおむね適当と判断しているところでありますけれども、1点だけ検討することが必要ではないかと考えております。

具体的には、審査メモの17ページの一番下の【確認事項】に記載しておりますけれども、この住宅の建て方に関する調査方法の変更の対象となる世帯は、オンラインで回答しなかった調査対象世帯のみになります。つまり、逆に言うと、オンラインで回答した世帯については、従前どおり、自計報告方式のままで行うということです。

その理由としては、その調査員が調査区要図等の情報から、調査員記入欄に記入することが困難であることだと聞いておりますけれども、そういったことはあろうかと思いますが、オンライン回答世帯に対しても、他計報告方式とする余地がないのかどうかということについて、1点確認は必要ではないかと考えております。

それから、ちなみに調査員による他計報告方式で調査している事項というものについては、審査メ モの18ページを御覧いただければと思いますが、世帯の種類という調査事項があります。

これは調査対象世帯が一般世帯か、老人ホームなどの社会施設の入所者かといったことを調べるものでありまして、昭和25年から既に調査員による他計報告方式で調査を行ってきているところでありますけれども、ただ、こうした調査方法について、実施計画上は明確になっていないということで、これについても、今回、先ほどの住宅の建て方とあわせて、実施計画上、他計報告方式によるものであることを明確にしたいとしております。

こちらも基本的には適当と判断しておりますけれども、ただ、こちらの世帯の種類についても、先ほどと同様、オンライン回答世帯については自計報告方式で行うということで、18ページの確認事項に記載しておりますけれども、こちらについても、オンライン回答世帯に対しても他計報告方式とする余地はないのかということを確認する必要があると考えているところです。

私からの説明は以上です。

- ○白波瀬部会長 ありがとうございました。それでは、統計局から審査メモに示された確認事項に対する回答をお願いいたします。
- ○保髙国勢統計課課長補佐 回答いたします。

資料3-3の25ページを御覧ください。

25 ページの1の(2)、また書き以下になりますけれども「住宅の建て方」欄について、調査員記入欄のところになるわけなのですが、紙の調査票の場合には、紙の調査票の中に調査員記入欄、この住宅の建て方とか、世帯の種類も一緒なのですけれども、世帯の種類の欄というものがありまして、これは調査員が記入をして、その上で世帯にお渡しするという形になっております。

これがオンライン調査になりますと、オンライン調査で回答される世帯には、紙の調査票はないですから、仮にこの他計方式にこういった住宅の建て方、世帯の種類をする、調査員が書くということになりますと、世帯はオンライン回答でそれ以外の調査事項を回答すると、この他計項目については、調査員の方が調査票ないし、ほかの書類等に把握をした上で記入をするという形になりまして、データが二重で管理する必要が出てくるということがあります。

それで、この二重で管理されたものは、当然、集計のときには、一緒にオンライン回答があったものと、それから調査員が記入した情報とをくっつける作業が出てくるわけなのですけれども、これが市町村での照合事務などをかなり大幅にアップさせてしまうということがありますので、オンライン調査の場合には、他計方式にするのではなくて、自計方式で回答したほうが効率的に調査が行われるのではないかと考えているところです。

世帯の種類についても同様です。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございました。

「エ 調査員による他計報告調査の併用」について、御意見や御質問のある方は御発言をお願いいたします。

津谷委員、どうぞ。

○津谷委員 紙媒体で回答される場合には、調査員が住宅の建て方や世帯の種類を回答するということで、これは回答者の負担軽減につながるということは本当に大事なことなのですが、さらにもう一つ回答された情報の質及び正確さ、そして一貫性が保たれるであろうと思います。調査員さんには事前にきちんとトレーニングをなさると思いますので、そういう意味でもこれは良いことなのではないかなと思います。

特に、高齢の回答者にとってはよいことだと思います。

住宅土地統計調査でも、国勢調査よりもずっと膨大な調査員による調査票がありますけれども、きちんと調査がなされているということも聞いておりますので、恐らくこれについては大きな問題はないだろうと思います。

また、オンライン回答する場合に二重のデータ管理の必要性が生じるという心配ですが、それはそのとおりなのですが、これは私見ですけれども、恐らく回答者にとっても、回答する前に既に回答の一部が書いてあるよりも、真っ白な調査票に答えた方がよいのではないでしょうか。回答はそれほど難しいことではありません。一般世帯か施設にいるかをチェックすれば良いだけで、判断に迷うような情報ではありませんので。繰り返しになりますが、オンライン調査の場合は、二重のデータ管理の難しさと回答者の心理からしても、その費用対効果を考えると調査員は入れないほうがすっきりしますし、またプライバシー意識の高まりに対しても、まっさらな調査票のほうがよろしいのではないかなと思います。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

黒澤委員、お願いします。

○黒澤委員 全く同感なのですが、これは。私がわからないだけかもしれないのですけれども、オンラインの場合、住宅の建て方で長屋か共同住宅かというものの見極め方が、少し難しいというか、私自身迷ってしまうことがあるので、そのあたりはきちんとマニュアルといいますか、事例みたいな形で実施していただければと思います。

ちなみに、うちの近所で長屋と書いてあって、できたらマンションだったことがあるのですね。 その長屋のデフィニションを少し教えていただきたいのですけれども。 いわゆる1つの世帯の分が1~3階建であって、壁がくっついているものは長屋と言えるのでしょうか。

済みません。よろしくお願いします。

○保髙国勢統計課課長補佐 長屋建ては壁を共有にして、ある意味平建てなのですね。

縦に住宅が重なっていない。縦にそれが重なると共同住宅になると。だから、メゾネットタイプの場合には、1、2階にはなっているのですけれども、縦には重なっていないですよね。これがメゾネットで縦に重なったら共同住宅になりますけれども、横につながっているだけの壁は共有です。これが長屋です。縦につながると共同住宅になるというものです。

- ○黒澤委員 済みません。ありがとうございます。
- ○白波瀬部会長 ほかに。加藤専門委員、お願いします。
- ○加藤専門委員 私もこれに関しては賛成です。

基本的にそのオンライン調査という大きな流れの中で考えていくと、やはりあるところでは、こういった二重の管理は必要になってくるのかもしれませんが、住宅の建て方等々については、多分、オ

ンラインで回答される方の認識等々を考えたときは特に問題ないだろうと思いますし、是非、オンラインを進めていくという流れの中で、やむを得ない問題はあるにせよ、是非これを進めていただいたほうがよろしいかと思っております。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

ほかに、山田専門委員。

○山田専門委員 私も皆さん方に既に言っていただいたかなと思います。

ただ、今、御質問があったように、少し用語が難しい、一般の人にはわかりづらいものがあるので、例えば、この調査票のシステムの中で、少しクリックすると、そのデフィニションがわかるようなサポートがあったりすると、オンラインで回答する人たちも答えやすいのかなという気がします。

- ○保髙国勢統計課課長補佐 オンライン調査システムに要はクエスチョンマークみたいなものがあって、そこをクリックすると、今のまさに共同住宅と長屋建ての違いみたいなものをぱっと表示するような機能も装備しているところです。
- ○白波瀬部会長 ありがとうございます。

基本的には、オンラインということで、技術的にもここの中に他者が入り込んで調査票を完成するということは難しいということはわかります。現時点でまだ少数派ですが、これが多数派となりますとそれ以外のところで回答率を上げて正確な情報を取ることが要求されます。今、過渡期ですので、方向性としてオンラインに向かってということは、もう皆さん合意できるのですけれども、実際の現場のところで、複数の調査方法があることから恐らく御苦労をかけることが少なくないのではないかと思います。今、この件につきましても、御意見がありませんので、御了承いただいたとしたいと思いますけれども、どうかそのあたりにつきましては、今後、何回も同じことを私は言うような気がするのですけれども、若干不安もないわけではないので、慎重にお願いしたいと思います。

では、時間が参りましたので、本日の審議はここまでとさせていただきます。

本日は、基本的な方向性とともに丁寧な説明等をいただきまして、全て了承という形で進んだものであります。

では、次の部会についての積み残しというものは、基本的に今日はないように私のほうでは理解しております。

それでは、次回の部会について、事務局から連絡をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 次回の部会は、7月11日金曜日の10時から、本日と同じこちらの会議室で開催いたします。

次回は、報告を求める事項の追加・削除などについて、御審議いただきたいと考えております。

次回の部会において、審議に必要な資料等がありましたら、準備の都合がありますので、6月30日月曜日までに、メール等適宜の方法により、事務局であります統計審査官室のほうに御連絡ください。

それから、本日、お配りしている資料ですが、委員、専門委員の皆様におかれましては、必要なもののみお持ち帰りになり、その他はそのまま机の上に残しておいていただいて結構です。

私どもで保管いたしまして、次の部会の席上に御用意いたします。

なお、お持ち帰りいただいた資料は、次回の部会に必ず御持参くださいますようお願いいたします。 以上です。

○白波瀬部会長 なお、部会の結果概要について、事務局からメールにて御照会いたしますので、御 対応のほうをよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の部会は終了といたします。

ありがとうございました。